

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月25日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（育児を行う職員の早出遅出勤務に係る要件）

第8条 条例8条第1項第2号の規則で定めるものは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び1項を加える。

（東日本大震災に対処するためのボランティア休暇の特例）

2 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成23年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第号）の施行の日から平成23年12月31日までの間、第22条第2項及び別

表第3第17号の規定の適用については、同項中「別表第3各号」とあるのは「別表第3各号(東日本大震災に対処するためのボランティア休暇の特例規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同号中「活動を行う場合」とあるのは「活動を行う場合又は東日本大震災の被災地若しくはその周辺の地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動を行う場合」と、「5日」とあるのは「5日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(東京都の市町村を除く。)の区域内における活動を行う場合にあっては、7日)」と読み替えて適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。